平成２５年（フ）第１５３６号
埼玉県加須市下三俣468番地　エルディム堀越103号
債務者　瀬山　　悟
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５６号
さいたま市見沼区深作１丁目28番地18
債務者　高塚　芳則
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７３号
埼玉県新座市野火止４丁目４番６号　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｐ棟202号室、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―111号
債務者　藤川　誠一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目35番地
債務者　三塚　春子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４９１号
静岡県駿東郡長泉町下長窪662番地
債務者　石原のり子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
熊本県合志市竹迫1849番地１、前住所熊本県人吉市願成寺町428番地２
債務者　笹原　正広
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８―313号
債務者　佐藤　英明
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
岐阜県大垣市笠縫町８番地３　フォーブル平成101号室
債務者　森　　謙二
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１号
京都府京丹後市弥栄町堤721番地
債務者　木戸　淳子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３０号
鹿児島県南九州市川辺町清水10131番地２
債務者　櫻井チサ子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３号
山形県長井市ままの上６番38―１号
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６号
沖縄県那覇市字真地277番地　真地市営住宅７―101
債務者　與世山浩一
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６６号
松江市大井町412番地、前住所松江市御手船場町587番地１　フローレンス御手船場町グランドアーク504号
債務者　上野　誠人
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２３号
静岡県富士宮市小泉148番地の３　サンハイツ丸富Ｃ203号
債務者　五十嵐孝俊
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６号
埼玉県草加市松江１丁目５番47―302号
債務者　黒田　正信
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
埼玉県熊谷市久保島610番地82
債務者　小貝　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５０号
埼玉県熊谷市久保島610番地82
債務者　小貝　典子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９８号
新潟県長岡市寺泊白岩7368番地
債務者　岩冨　直美
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係